

社会福祉法人 嬉野町社会事業助成会 一般事業主行動計画

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次のように策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日までの 3年間
2. 目標と取組内容

目 標： 年次有給休暇の年間平均取得日数を8日とする

<取組内容>

- 令和4年4月～
 - ・年次有給休暇の計画付与の実施に向けて、職員に説明を行う。
 - ・年次有給休暇の取得が進んでいない部所や事業所を洗い出し、該当する職員にヒアリング等を行う。
 - ・各部所等の管理職も含めて、業務改善策等を検討する。

- 令和4年10月～
 - ・上記の結果を踏まえ、半年間での年次有給休暇の取得状況を確認する。
 - ・年次有給休暇の取得が進んでいない部所や事業所を洗い出し、該当する職員にヒアリング等を行う。
 - ・各部所等の管理職も含めて、業務改善策等を検討する。

- 令和5年4月～
 - ・4月からの1年間での年次有給休暇の計画付与を実施する。
 - ・以降、業務改善を図りながら、4月から1年間ごとに年次有給休暇の計画付与を実施する。